

次期計画(案)		変更	考え方	参考(現行計画の施策事業)
基本理念	脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。	有	・「循環型社会」の形成は、CO2排出量の削減など脱炭素にも貢献するため、基本理念に追加	
基本方針1	発生抑制・再使用の促進	無	・循環型社会形成推進基本法及び国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき設定※ ・引き続き、ごみの発生そのものを抑制する発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を積極的に推進することを第1の方針とする。	
基本施策1-1	普及啓発の推進 意識醸成・行動変容の促進	有	・ごみの発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)を推進するためには、引き続き、市民や事業者など各主体の意識醸成・行動変容が必要 ・基本施策1-1に紐づく施策事業は、環境・ごみ全般に関する事業とし、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた意識醸成・行動変容の促進を行う。 ◆脱炭素の視点を強化した環境教育(出前講座等) など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●もったいない運動との連携</li> <li>●分別強化推進</li> <li>●環境教育の推進</li> <li>●家庭系生ごみの減量化の推進</li> <li>●きれいなまちづくりの推進</li> </ul>
基本施策1-2	発生抑制の促進 (リデュースの促進)	無	・製造から消費に至るあらゆる段階で、ごみの排出や資源の浪費など、無駄をなくし、環境負荷を低減することが必要 ・減量・資源化が可能なものは、ごみとして排出しないよう促すことが必要 ・より付加価値の高い資源循環経済への移行(サーキュラーエコノミー)が求められている。 ◆食品ロスやプラスチック類等の発生抑制によるCO2排出量の削減 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品ロス削減の推進</li> <li>●家庭ごみ有料化の調査・研究</li> <li>●プラスチックごみの発生抑制の推進</li> </ul>
基本施策1-3	再使用の促進 (リユースの促進)	無	・不要になったものは、ごみとして排出する前に、必要な方に行き届くような仕組みづくりが必要 ・国は令和7年度中に「リユース等の促進に関するロードマップ」の策定を目指しており、今後強化される施策の1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リユース品の利用促進</li> <li>●粗大ごみの再生販売</li> </ul>
基本方針2	資源循環利用の推進	無	・循環型社会形成推進基本法及び国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき設定※ ・引き続き、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を推進してもごみとなって排出されるものについて、可能な限り再資源化(リサイクル)し、循環利用を推進することを第2の方針とする。	
基本施策2-1	資源循環利用の推進 分別徹底の促進	有	・「資源循環利用の推進」は範囲が広いいため、見直し ・発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を推進してもごみとなって排出されるものについて、まずは、分別等の徹底により、資源化可能な品目を適切に分けることが必要 ◆プラスチック製品の資源化によるCO2排出量の削減 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拠点回収事業による資源化の推進</li> <li>●公共施設における資源化の推進</li> <li>●新たな資源循環利用の推進</li> </ul>
基本施策2-2	市民・事業者主体による資源化の促進 再資源化の推進 (リサイクルの推進)	有	・各主体による取組は、全ての施策に共通することであるため、見直し ・分別の徹底により分けられた資源化可能な品目を最大限資源化することが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リサイクル推進員活動支援の推進</li> <li>●エコショップ等の普及促進</li> <li>●資源物集団回収の推進</li> <li>●事業系ごみの減量化・資源化の促進</li> </ul>
基本方針3	適正な処理の推進	無	・循環型社会形成推進基本法及び国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき設定※ ・引き続き、環境に配慮した安全・安心で効率的なごみ処理を行うとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止することを第3の方針とする。	
基本施策3-1	適正な収集・処理処分体制の推進	無	・域内で排出されたごみを適正に処理するためには、脱炭素を推進しながら、安全で安定した収集・処理処分体制の推進が必要 ◆ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用できる施設の整備 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみステーションの維持管理への支援</li> <li>●適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保</li> <li>●適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理</li> <li>●災害廃棄物の適正処理に向けた対応</li> </ul>
基本施策3-2	適正処理の推進 適正な排出指導・監視の推進	有	・「適正処理の推進」は範囲が広いいため、見直し ・基本施策3-2に紐づく施策事業は、事業系ごみの適正処理の推進、不法投棄の未然防止、拡大防止の推進などを想定していることから、施策事業をイメージしやすい名称に変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系ごみの適正処理の推進</li> <li>●不法投棄の未然防止、拡大防止の推進</li> </ul>

※循環型社会とは①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会